

平成30年度  
ひきこもりに関する実態調査  
報告書

平成31年1月

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

# I 調査概要

## 1 背景

就学や就労などの社会参加や対人交流を避け、自宅を中心とした生活を送るひきこもり者の増加は、社会全体で対応すべき重要な課題となっている。

内閣府が平成27年に行った調査によると、ひきこもりに該当する方は全国で約54万1千人と推計され、平成30年2月には鳥取県青少年・家庭課が把握しているひきこもり状態にある方の人数を調査しているが、ひきこもりは社会との関係が失われているため、その実態については正確に把握することが難しいのが現状である。

本県においても、原因は様々であるが、学校や職場など家庭外の交流ができなくなり長期間ひきこもり状態にある方の家族等からの相談件数が増加傾向にある中で、ひきこもり状態にある方の状況を把握し、支援が必要な方に適切な対応をする体制の整備が急務となっている。

## 2 目的

市町村におけるひきこもり状態にある方の状況を市町村が中心となって調査し、県がその結果をとりまとめて県内の実態を把握することで、今後の市町村及び県におけるひきこもり対策の基礎資料とする。

## 3 調査対象

県内在住の概ね15歳以上59歳以下の方で、ひきこもり状態にある方。

※本調査における「ひきこもり状態にある方」の定義

社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方。（厚生労働省ガイドラインの定義を準用）

なお、時々買い物や自分の趣味のために外出することがある方など、人とは会話しないなど他者と交わらない形で外出をする方も「ひきこもり状態にある方」に含む。

診断の有無によらず、ひきこもりの原因が明らかに障がいや疾病による場合で治療が優先されるケース等は本調査の対象から除き、その判断が難しい場合は対象として計上している。

## 4 調査項目

ひきこもり状態にある方に関する以下の項目

①性別、②年齢、③ひきこもりの期間、④ひきこもりの経緯、⑤現在の支援状況

## 5 調査時期

平成30年7月1日現在の状況について、概ね平成30年7月から同年10月までの期間で調査及びとりまとめを実施。

## 6 調査方法

### (1) 配布方法

県健康政策課から各市町村担当課へ調査票を送付。

担当課には、①による調査のほか、より詳細な実態把握となるよう②による調査も実施いただくよう依頼。

※調査基準日：平成30年7月1日現在

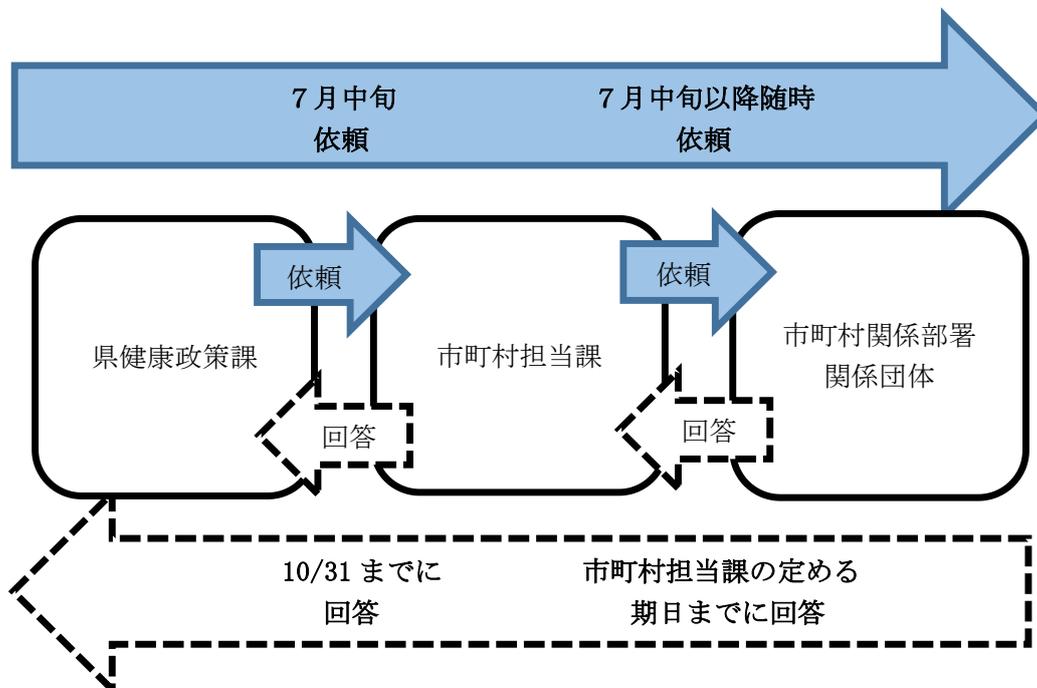
①市町村関係部署（住民からの人権、健康、福祉、介護、子ども・教育、くらし、行政・法律等に関する相談を受ける担当課等）での相談件数等を基にした実人数

②民生児童委員協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、その他支援団体等への調査から把握した実人数

### (2) 回答方法

市町村担当課が市町村関係部署及び民生児童委員協議会等の関係団体からの調査票を回収。

担当課において、複数の団体からの報告を取りまとめる際には、該当者の重複がないよう調整の上、担当課から回答。



## Ⅱ 調査結果

### 1 該当者の人数

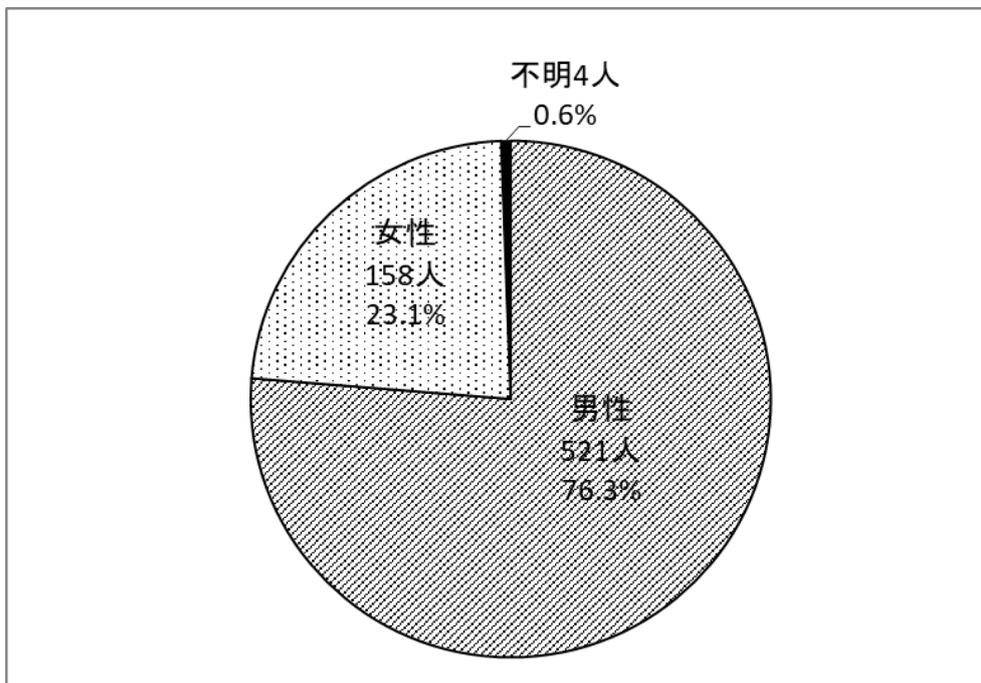
○本調査により把握できた該当者の総数は685人となっている。

※人数については、重複している可能性がある。

○人口当たりの該当者の割合は、0.25%となっている。(鳥取県の推計人口(平成30年7月1日現在)における15歳以上59歳以下人口271,136人に占める割合)

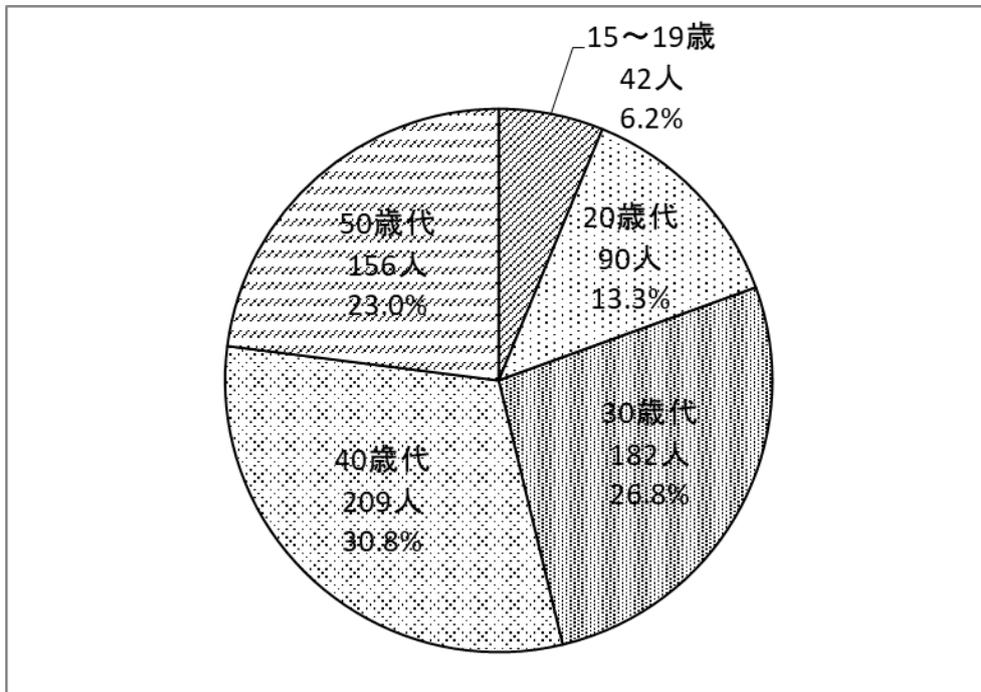
### 2 該当者の性別(計683人) ※無回答を除く。

○男性が521人(76.3%)、女性が158人(23.1%)、不明が4人(0.6%)となっており、男性が女性の3.3倍程高い比率となっている。



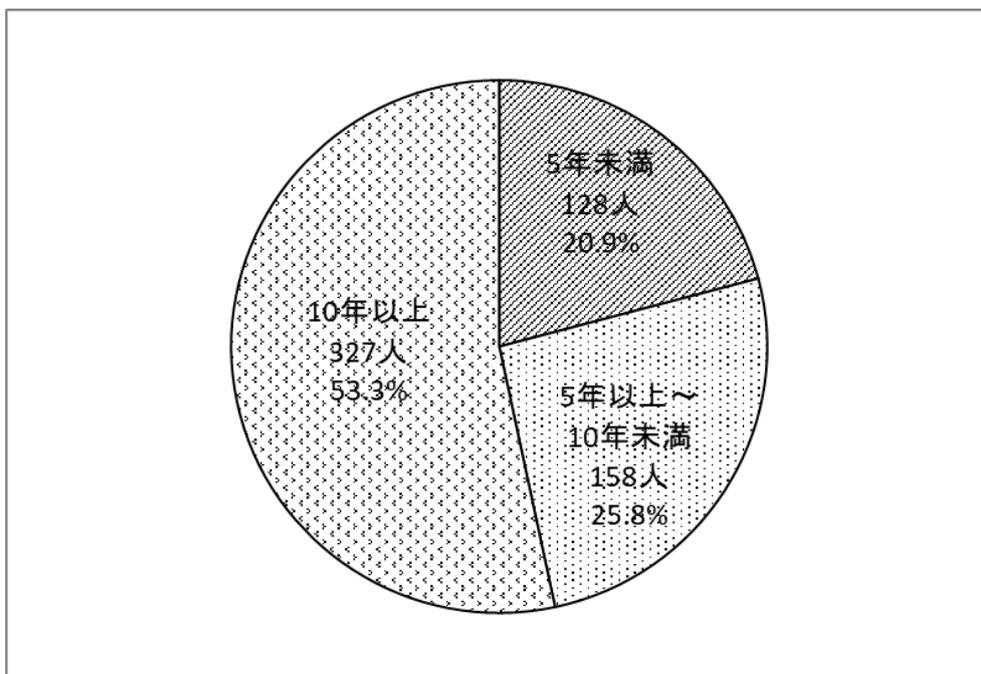
3 該当者の年代別（計679人） ※無回答を除く。

○15歳～19歳が42人（6.2%）、20歳代が90人（13.3%）、30歳代が182人（26.8%）、40歳代が209人（30.8%）、50歳代が156人（23.0%）となっており、40歳・50歳代が365人（53.8%）と過半数を占めている。



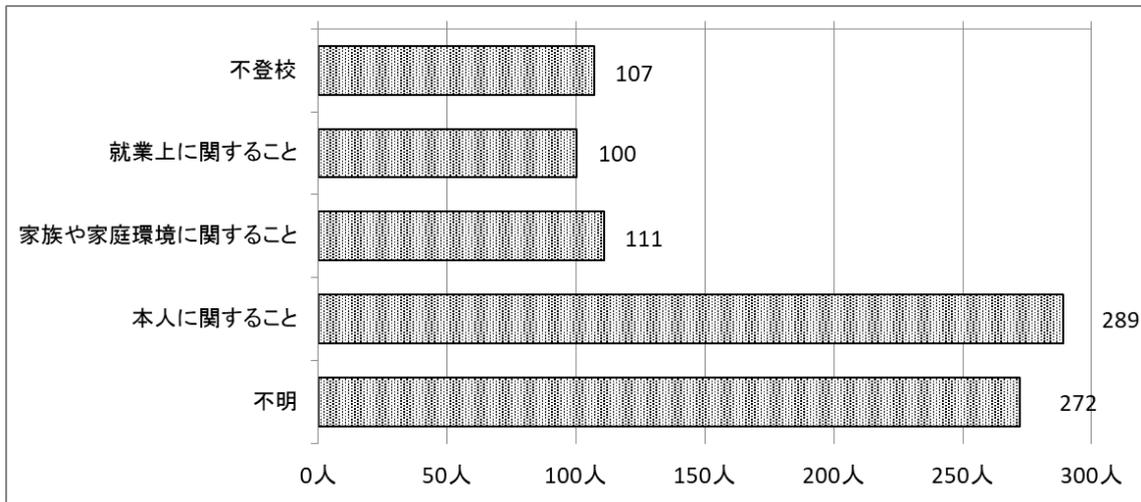
4 該当者のひきこもりの期間別（計613人） ※無回答を除く。

○5年未満が128人（20.9%）、5年以上～10年未満が158人（25.8%）、10年以上が327人（53.3%）となっており、期間が長期になるに伴い該当者も増えている。



5 該当者の経緯別（計879人） ※複数回答可、無回答を除く。

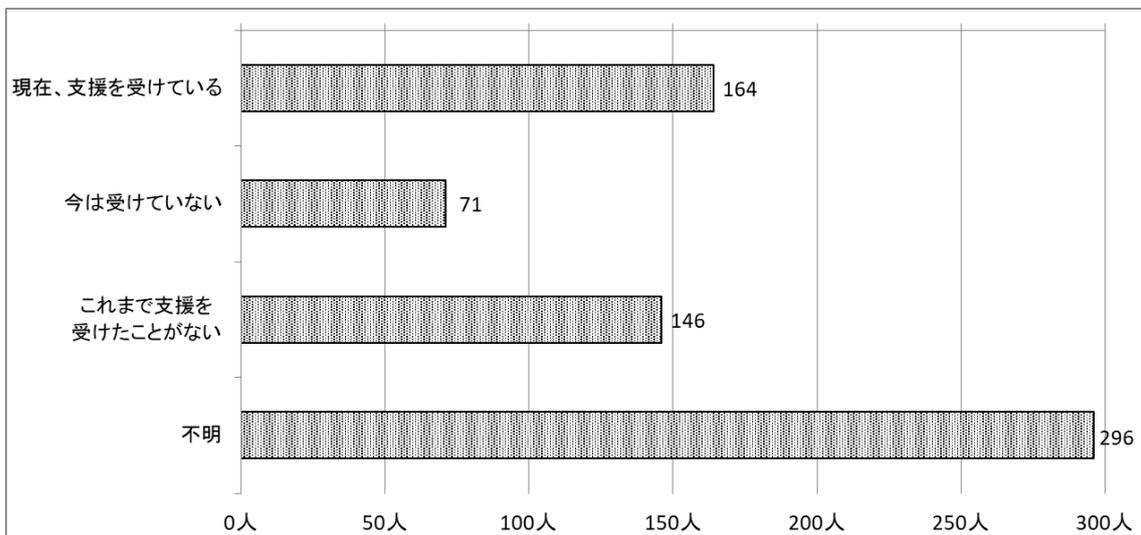
○経緯がわかるもののうち、本人に関すること（疾病や性格など）が289人と最も多く、次いで家族や家庭環境に関することが111人、不登校が107人、就業上に関することが100人となっている。



6 該当者の支援状況別（計677人） ※無回答を除く。

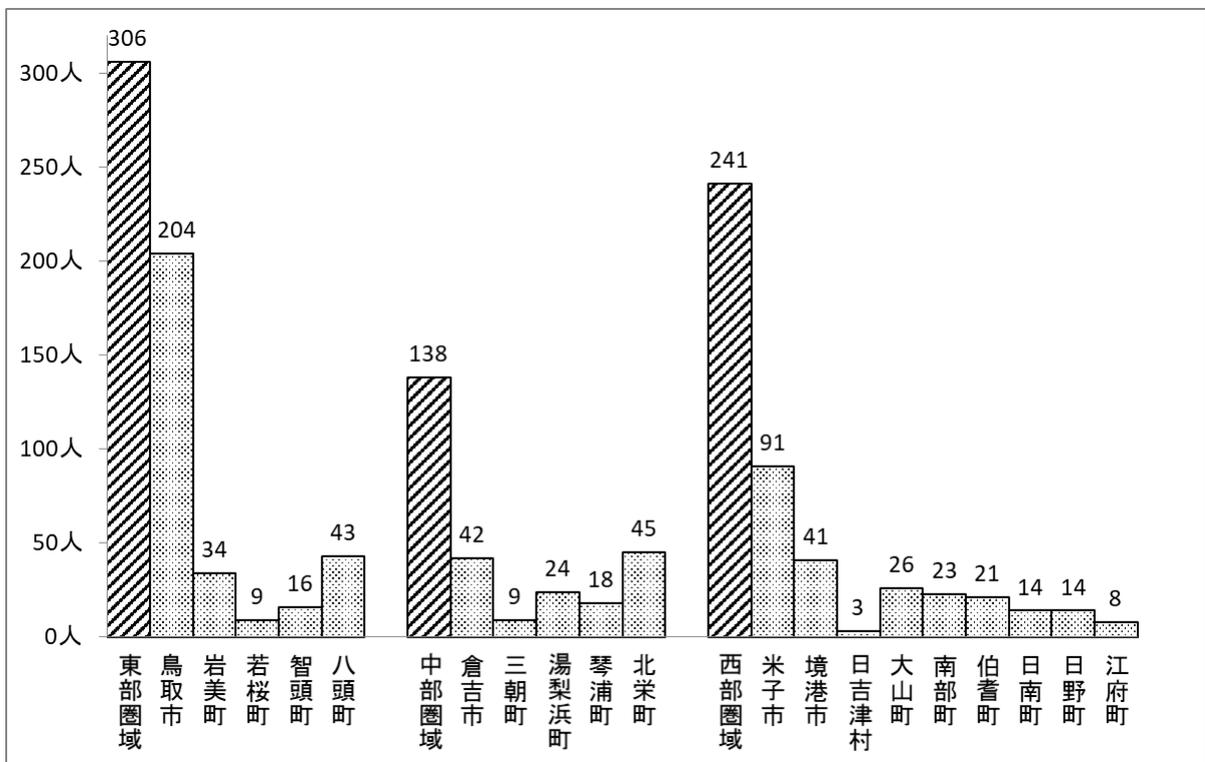
○『現在、支援を受けている』が164人（24.2%）、『過去に支援を受けていたが、今は受けていない』が71人（10.5%）、『これまで支援を受けたことがない』が146人（21.6%）、『不明』が296人（43.7%）となっている。

○『過去に支援を受けていたが、今は受けていない』と『これまで支援を受けたことがない』を合わせた『現在、支援を受けていない（以下、同じ）』が217人（32.1%）となっている。



7 市町村別・圏域別人数

鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町	東部圏域・計
204人	34人	9人	16人	43人	306人
倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	中部圏域・計
42人	9人	24人	18人	45人	138人
米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町
91人	41人	3人	26人	23人	21人
日南町	日野町	江府町	西部圏域・計		
14人	14人	8人	241人		



※各市町村における把握方法

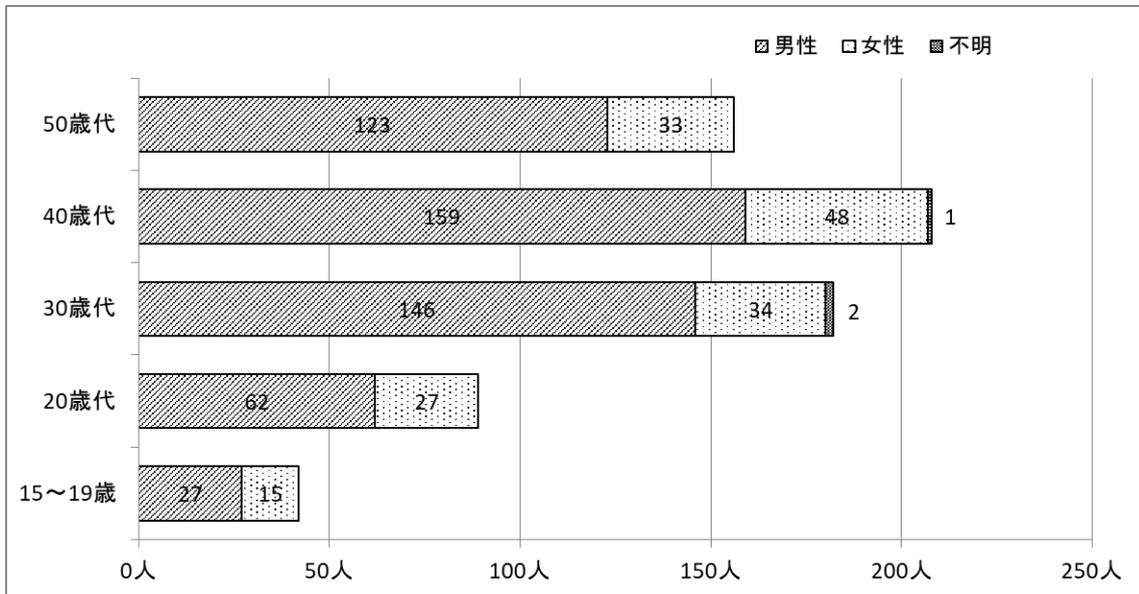
把握方法	該当市町村数
市町村関係部署	13
民生児童委員協議会	17
自治会・町内会	0
社会福祉協議会	13
障害福祉サービス事業所	4
当事者団体	1
その他（居宅介護支援事業所等）	3

8 参考（年代別の状況） ※無回答を除く。

①該当者の性別状況

○各年代とも、男性の割合が6割を超えている。

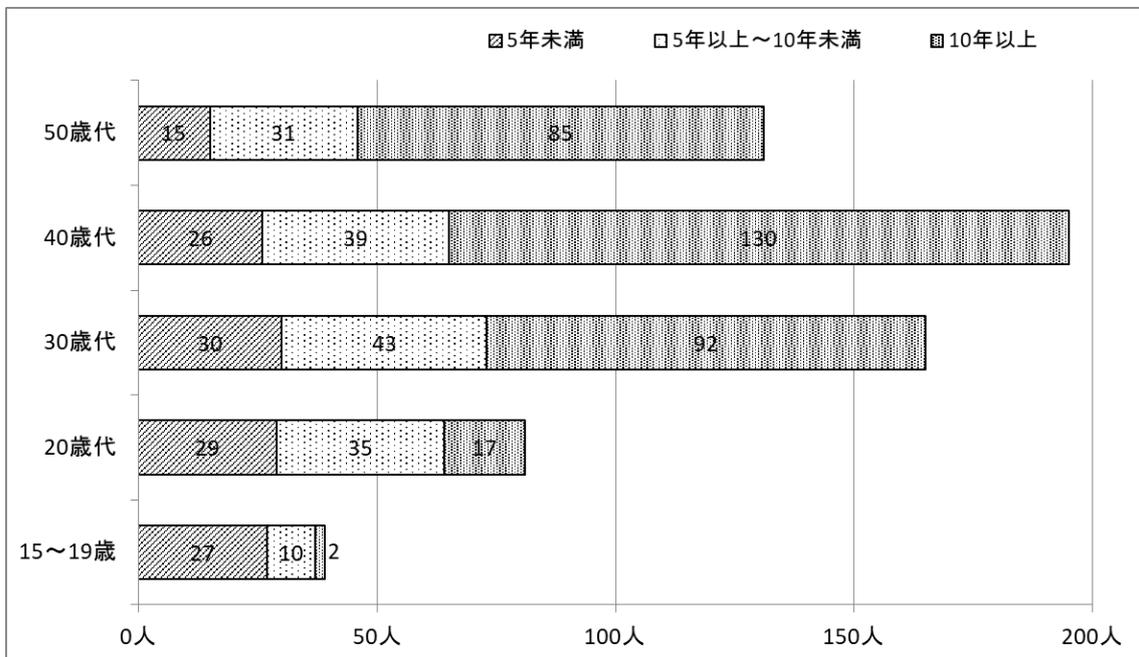
特に、30歳代は8割を超え、40歳代・50歳代も約8割に上る。



②該当者の期間別状況 ※無回答を除く。

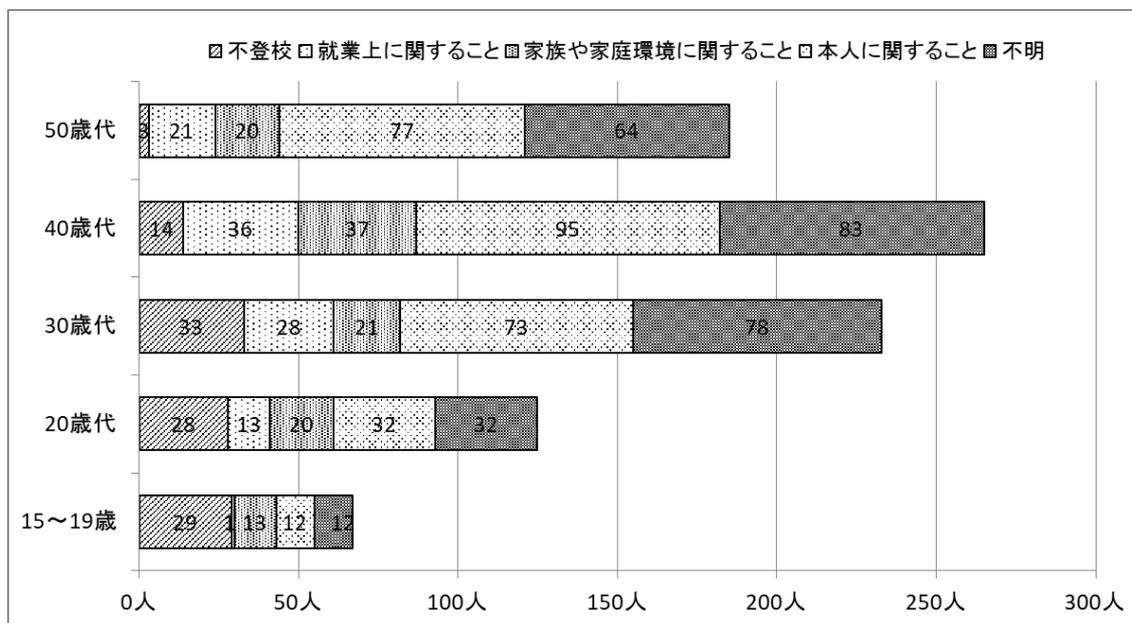
○30歳代からは10年以上のひきこもりが半数以上を占めている。

特に、40歳代・50歳代では6割以上が10年以上ひきこもりの状態になっている。



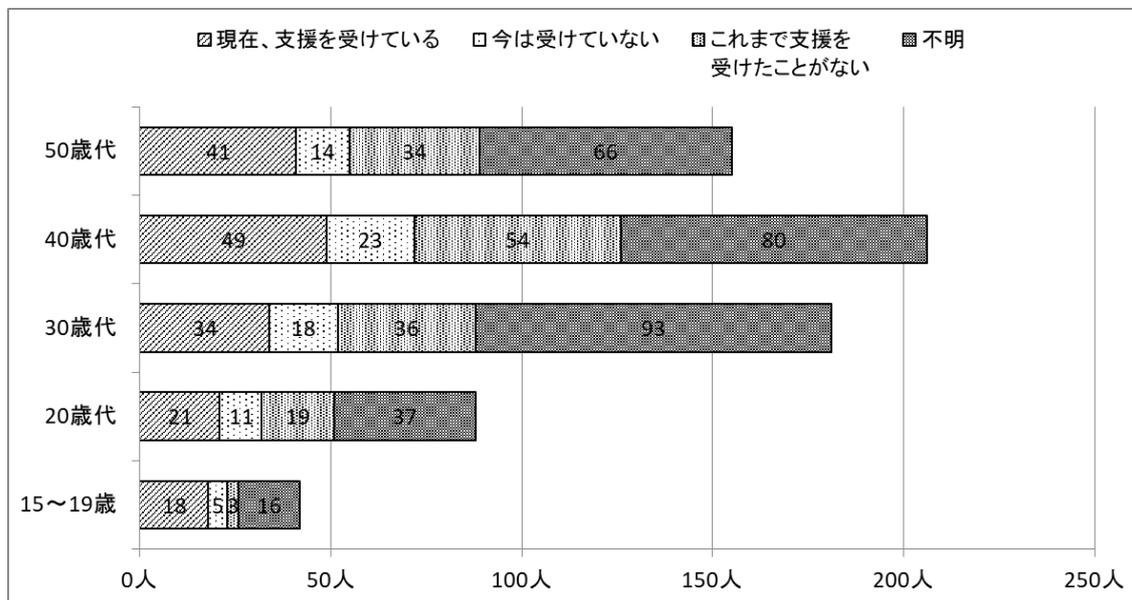
③該当者の経緯別状況 ※無回答を除く。

○経緯がわかるもののうち、20歳代以降は本人に関することが最も多いが、20歳代・30歳代では不登校が次いで多く、また40歳代・50歳代では就業上に関することや、家族や家庭環境に関することが次いで多くなっている。



④該当者の支援別状況 ※無回答を除く。

○不明を除き、15~19歳では『現在、支援を受けている』が多いが、20歳代以降は『現在、支援を受けていない』が多い。



### Ⅲ 調査結果の評価及び今後の対応方針

#### 1 結果の評価

今回の調査を実施した結果、以下のとおり、ひきこもり状態にある方の状況や課題等が明らかになった。

- ① 685名がひきこもり状態にあることが判明。

他県の調査<sup>1</sup>と比較して人口割では高くなっているが、鳥取県においてひきこもり状態にある方が多いためか、調査方法の差異によるものかについては不明確。

なお、今回は氏名等を特定しない形での多機関の調査をとりまとめた調査であり、重複した事例があったことも否定はできない。

- ② 調査方法は各市町村で必ずしも統一した方法ではないが、圏域別、市町村別に把握数をみた時、若干の多寡はあるが、人口規模に準じた傾向もみられ、各市町村の実態をある程度、反映した調査結果となったものと考えられる。

- ③ ひきこもり状態にある方は、特に男性に多く（76.3%）見られている。

年代別では、40歳代、50歳代を合わせると全体の53.8%と過半を占めている。

また、ひきこもり状態にある期間は10年以上が53.3%と過半を占め、特に、40歳代、50歳代では6割以上が10年以上となっている。

- ④ 217人（32.1%）の方が現在、支援を受けておらず、不明も半数近くあることから、現在、支援を受けていないと考えられる人数は相当数ある<sup>2</sup>ものと考えられる。

#### 2 今後の取組方針

上記の結果を踏まえ、今後のひきこもり状態にある方への支援については、市町村と県の関係機関が相互に連携を図り、取組を進めていくことが必要である。

市町村においては、身近な地域での支援がより一層重要になることから、今回の調査結果を踏まえ、市町村の実態や課題を関係所属で情報共有するとともに、既存のサービスや国庫補助事業の有効活用などを含め、関係所属と連携し、早期発見・早期支援できる体制を整備するなどひきこもり支援の充実に努めることが必要と考えられる。

また、県においては、精神保健福祉センターや圏域ごとに開催する各種会議や意見交換の場を通じて、ひきこもり対策に係る国庫補助事業の活用の呼びかけや、好事例等の情報提供を行い、市町村における支援が充実するよう支援していくとともに、困難事例へ対応するため、とっとりひきこもり生活支援センターの相談体制の強化や、精神保健福祉センターを中心に保健所等による市町村職員・支援関係機関従事者への研修、ひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信を強化していくことが必要と考えられる。

<sup>1</sup> 他県の人口当たりの該当者割合 佐賀県（H29.3）：0.09%、山梨県（H27.7）：0.11%

<sup>2</sup> 現在、支援を受けていない方の中には、慢性身体疾患の療養過程で家庭に長くとどまる必要のある事例や、家族がそのような生き方を受容しており、本人もその考えであるため社会的支援を必要としていない事例など、少なくとも当面は支援を要するひきこもり状態とはならない方も含まれている可能性はある。

## 調査実施要項

平成30年7月 鳥取県健康政策課

### 1 調査目的

市町村におけるひきこもり状態にある方の実態を把握し、今後のひきこもり対策の基礎資料とします。

なお、同様の調査は平成30年2月に県青少年・家庭課が実施していますが、ひきこもり対策の推進のためにはより詳細な実態把握が必要であることから、市町村に調査協力を依頼するものです。

### 2 市町村における調査方法

以下の調査方法が考えられますが、より詳細な実態把握となるよう①による調査だけでなく、②による調査も実施してください。

- ①市町村関係部署（住民からの人権、健康、福祉、介護、子ども・教育、くらし、行政・法律等に関する相談を受ける担当課等）での相談件数等を基にした実人数
- ②民生児童委員協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、その他支援団体等への調査（※）から把握した実人数

※調査の際は、別添「調査票記入要領」「調査票」を加工して活用ください。

### 3 調査期間

平成30年7月～10月

### 4 調査回答方法等

市町村で把握しているひきこもり状態にある方について、別添「集計表」により平成30年10月31日（水）までに、県の担当あて提出してください。

なお、複数の団体等からの報告を取りまとめる際には、該当者の重複がないよう調整をお願いします。

### 5 調査項目

- ①ひきこもり状態にある方の性別及び年齢
- ②ひきこもり状態にある期間
- ③ひきこもり状態に至った経緯
- ④ひきこもり状態にある方への現在の支援状況

### 6 調査結果の取扱い

市町村ごとの結果を集計し、公表する予定です。

### 7 本調査における「ひきこもり状態にある方」の定義（調査対象）

県内在住の概ね15歳以上59歳以下の方で、社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方

※時々買い物や自分の趣味のために外出することがある方など、人とは会話しないなど他者と交わらない形での外出をする方も「ひきこもり状態にある方」に含みます。

診断の有無によらず、ひきこもりの原因が明らかに障がいや疾病による場合で治療が優先されるケース等は本調査の対象から除き、その判断が難しい場合は「ひきこもり状態にある方」として計上してください。

## 調査票記入要領

### 1 調査目的

この調査は、市町村におけるひきこもり状態にある方の状況を調査し、地域における実態を把握することで、今後の支援体制等の整備推進のための基礎資料とすることを目的として実施するものです。

### 2 調査対象（本調査における「ひきこもり状態にある方」の定義）

県内在住の概ね15歳以上59歳以下の方で、社会的参加（仕事・学校・家庭以外の人との交流など）ができない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方

※時々買い物や自分の趣味のために外出することがある方など、人とは会話しないなど他者と交わらない形での外出をする方も「ひきこもり状態にある方」に含みます。

診断の有無によらず、ひきこもりの原因が明らかに障がいや疾病による場合で治療が優先されるケース等は本調査の対象から除き、その判断が難しい場合は「ひきこもり状態にある方」として計上してください。

### 3 調査方法

回答者が現在把握している状況を別添「調査票」に記入してください。

なお、本調査に回答するための直接の個別訪問や聞き取りまでは不要です。

### 4 調査項目

- (1) ひきこもり状態にある方の性別及び年代
- (2) ひきこもり状態にある期間
- (3) ひきこもり状態に至った経緯
- (4) ひきこもり状態にある方への現在の支援状況

### 5 記入上の注意点

対象者の氏名等の個人情報を書かないでください。

### 6 調査基準

平成30年7月1日現在での回答をお願いします。

### 7 調査結果の取扱い

- (1) 調査結果は、市町村担当課で集計の上、県健康政策課へ報告します。
- (2) 県健康政策課で市町村ごとの結果を集計し、公表する予定です。

なお、公表する場合も、回答者個人の回答が公表されることはありません。

### 8 提出方法

市町村関係部署、関係団体ごとに各市町村担当課の定める期日までに、調査票を担当課まで提出してください。

## 9 問合せ先

### (1) 提出方法に関する問合せ先

〇〇〇市町村〇〇〇課

担当者名〇〇

電話085〇-〇〇-〇〇〇〇

ファクシミリ085〇-〇〇-〇〇〇〇

電子メール〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

### (2) 調査内容に関する問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

丸山（まるやま）、阿部（あべ）

電話0857-26-7227

ファクシミリ0857-26-8143

電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp

## 10 その他（調査の流れ）

